

職務権限規程

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、当社における会社の業務執行に関する各職位の権限と責任について定め、業務の組織的かつ効率的な運営をはかることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

この規程は、次の職位について適用する。

- (1) 取締役
- (2) 部長
- (3) 課長
- (4) 主任

第3条 (職務権限の見直し)

この規程で定める職務権限は、当社を取り巻く内外の事業環境の変化等に応じて、適宜見直し、変更を行う。

第4条 (管理責任者)

この規程の管理責任者は、総務部長とする。

第5条 (解釈上の疑義)

この規程の解釈について疑義を生じた場合は、総務部長は関係部署の長と協議のうえ、これを決定する。

第6条 (改廃)

この規程は、取締役会の決議により、改廃する。

第2章 責任及び権限

第7条 (職位の責任及び権限)

各職位には、明確な範囲の責任事項と、その遂行に必要な権限を与えられなければならない。

2. 上位者から下位者に対する命令系統が統一されるように、責任と権限を定めなければならない。

第8条 (権限の形態)

権限の形態を明確にするため、主な権限について次のとおり定義する。

- (1) 命令とは、指令系統に基づいて部下に業務の遂行を命ずることをいう。
- (2) 決定とは、自己の裁量により自らの責任において決定又は許可することをい

う。

- (3) 承認とは、一定の職務の遂行若しくは一定の行為が、上位者若しくは特定の職位の同意を条件として認められている場合、上位者若しくは特定の職位が与える同意行為をいう。
- (4) 勧告とは、決定、命令の権限のある職位に対して、専門的、技術的立場より意見することをいう。もし勧告に従うことができない理由があるときには、勧告者にその旨連絡しなければならない。
- (5) 助言とは、決定、命令の権限のある職位に対して専門的、技術的立場より進言又は助力することをいう。
- (6) 審査とは、一定の基準に照らし、申請の内容要件その他について調査し判定することをいう。

第9条 (権限行使の基準)

権限行使の基準は、別に定める権限基準一覧表に定めることとする。

第10条 (権限の行使者)

権限は、原則として職務を処理する立場にある職位の者が、自ら行使するものとする。

第11条 (職務の代行)

職務を遂行すべき者が、出張、病欠その他の事故により、その職務を遂行することができない場合には、直属上位者が自ら代行し、若しくは、あらかじめ、またその都度指名して代行させることができる。

- 2. 前項の定めにかかわらず、現職のまま長期間にわたって不在となる場合には、別に専任の取扱者を任命して代行させることができる。

第12条 (権限の委任)

業務その他の都合により、職務の一部を委任する場合は、その遂行に必要な権限も併せて委任しなければならない。

- 2. 前項の場合、委任者は当該事項を委任したことによって、その職務についての責任を免れるものではない。また受任者は委任者に対して、経過及び結果について、必ず報告しなければならない。

第13条 (委任する責任権限の範囲)

各職位の職務および権限のうち、委任してはならない事項については、その都度定める。

第14条 (権限の調整)

業務遂行に当たり職位相互間の見解が一致しないときは、上位者の決定又は協議による。

第15条 (報告の義務)

職位にある者は、権限を行使したときはその結果について、必要な事項を適時直属上位者に報告しなければならない。

第16条（緊急の場合の対処）

天災事変その他やむを得ない緊急事態の際は、付与された権限の範囲外であっても、権限を有する職位に代わってその権限を行使することができるものとする。

2. 前項の定めによって権限を行使した場合は、事後速やかに権限を有する職位にその理由及び内容を報告しなければならない。

第3章 基本職務

第17条（取締役社長の職務）

取締役社長（以下「社長」という。）は、定款及び取締役会決議の定めるところにより会社を代表し、株主総会又は取締役会が決定した業務を執行し、取締役会から委託されている事項については、自ら決定し執行する。

2. 社長の主な職務は次のとおりとする。

- (1) 取締役会の決定した年度及び中長期経営計画に基づく各部の業務計画を承認し、各部の業務活動を命令・調整・統括すること。
- (2) 予算の実行を監督し、予算外支出を決定すること。
- (3) 取締役会又は常務会を招集すること。
- (4) 株主総会・取締役会の議長の職務を行うこと。
- (5) 計算書類及びその附属明細書を作成し、監査役・取締役会へ提出すること。
- (6) 計算書類及び事業報告を定時株主総会へ提出すること。
- (7) 株主総会で承認された貸借対照表を公告すること。
- (8) 取締役会の委任を受けて、各取締役の報酬等を決定すること。
- (9) 新株発行に当たりその内容を通知すること。
- (10) 株券発行に当たり株券に署名すること。
- (11) 従業員（部長又は支店長を除く。）の人事を決定すること。
- (12) 従業員（部長又は支店長を除く。）の賞罰を決定すること。
- (13) 組織（部又は支店以上の組織単位を除く。）の新設・変更を行うこと。
- (14) 重要な契約を締結する等会社を代表して処理しなければならない業務を行うこと。
- (15) 資産について重要事項を決定すること。
- (16) 社債発行に当たり、その内容を通知し、社債券へ署名して社債券を発行すること。
- (17) 社内規程の制定・改廃（取締役会の権限とされるものを除く。）。
- (18) その他の重要事項を決定すること。

第18条（専務取締役の職務）

専務取締役は、社長不在時にその職務を代行するほか、社長を補佐するとともに、社

長から委嘱された業務を遂行する。

第19条（常務取締役及び取締役の職務）

常務取締役及び常勤の取締役は、社長を補佐し助言するとともに、社長から委嘱された業務を遂行する。

第20条（部長の職務）

部長は、社長の命令に基づき、その所管業務の一切を遂行する。

2. 部長の主な職務は次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関し、事業方針の立案に参画し、又は社長を補佐し助言すること。
- (2) 事業方針に基づき部事業計画を作成し、社長の決定を受けその実行を命ずること。
- (3) 各課業務計画を決定し、各課の業務活動を調整し、その実行を監督すること。
- (4) 所管業務に関し、他の部長、工場長、支店長に対し助言及び勧告をすること。
- (5) 各課予算案を統括、調整して部予算案を申請し、実行予算内の重要支出の承認及び予算外支出の稟議を申請すること。
- (6) 部内組織、分掌及び定員の変更を社長に申請すること。
- (7) 部員の昇進、降職、配置転換を申請すること。
- (8) 部員の出張を命ずること。
- (9) 部内人事考課の評価を調整すること、及び管理監督者を評価すること。
- (10) 社長印の押印を申請すること。
- (11) 部事業報告その他経営計画及び監査に必要な資料を社長に提出すること。
- (12) 部内各課長その他の監督者を指導すること、及び部内管理者層の教育を計画し実施すること。

第21条（課長の職務）

課長は、部長の命令に基づき、その分掌事務を遂行する。

2. 課長の主な職務は次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関し、部事業計画の立案に参画し、又は部長を補佐し助言すること。
- (2) 部事業計画に基づき、課業務計画を作成し、部長の決定を受けてその実行を命じ、また監督すること。
- (3) 課予算案を部長に提出すること、及び実行予算内の軽度の支出を承認すること。
- (4) 課内組織、分掌及び定員の変更を部長に申請すること。
- (5) 課員の昇進、降職、配置転換を部長に申請すること。
- (6) 課員の表彰及び懲戒を申請すること。
- (7) 課員の人事考課を評定すること。
- (8) 課員の日帰り出張を命ずること、及び宿泊出張を申請すること。

- (9) 社印の押印を申請すること。
- (10) 所管業務に関する法令の履行につき監督すること。
- (11) 課業務の報告その他の業務資料を部長に提出すること。
- (12) 課内各主任その他監督者を指導監督すること、及び職場教育計画を決定し、その実行を監督すること。

第22条（主任の職務）

主任は、課長の命令に基づき、分掌事務を担当し、一般従業員を指揮監督する。

2. 主任の主な職務は次のとおりとする。

- (1) 所管業務に関し、課業務計画の立案に参画し、又は課長を補佐し助言すること。
- (2) 課業務計画及び予算に基づき、業務の割当及び日程計画を決定し、課長の承認を受けてその実行を命じ、また監督すること。
- (3) 業務手順を改善し業務基準を設定すること。
- (4) 経費、資材及び時間の節減につき指導監督すること。
- (5) 所属員の昇進、降職、配置転換を課長に申請すること。
- (6) 所属員の人事考課を評定すること。
- (7) 所属員の欠勤及び休暇の申請を承認すること、並びに課長の承認を得て時間外勤務を命ずること。
- (8) 所属員の苦情を処理し、職場の士気を高めること。
- (9) 経営の基本方針並びに事業方針、社命、社告その他社内諸規則及び関係法令を周知させ、その履行を監督すること。
- (10) 課業務報告その他業務に必要な資料を課長に提出すること。
- (11) 施設及び備品の保全並びに火気取締りを監督すること。
- (12) 所属員を指導監督すること、及び教育訓練計画を立案、実施すること。

附則

第23条（施行）

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。